

2021 年合格目標

# 直前対策セミナー ここだけの話! 2021 年本試験の大胆予想

TAC/Wセミナー 専任講師 渋谷校 姫 野 寛 之



## 1 セミナーの内容

- (1) 出題予想
- (2) 直前対策講座

#### 2 出題予想

#### (1) 出題予想の方法論

予備校の出題予想は、「出題間隔」を分析することにより行っている。

もちろん、一言で出題間隔といっても、科目の種類、出題数及び論点の種類によって異なるため、例えば「3年出題されていないから今年度に出題される。」といった単純なものではないが、基本的には、出題間隔を分析することにより出題予想事項を導いている。

ここでは, 具体的な出題予想の方法を紹介する。

令和3年度に出題される可能性が高い論点を予想する場合には、そもそも、司法書士試験において、同一の論点が再度出題される間隔を把握しておく必要がある。そのために、次のような表を作成する。

#### 【R2 で出題された論点】

過去	間隔	出題論点
未出	_	
H31	0	
H30	1	
H29	2	
H28	3	
H27	4	
H26	5	
H11	20	

上記の表は、令和2年度において出題された論点を、出題間隔ごとに分類するものである。

例えば、令和2年度午前の部第5間では、「無権代理」の論点が出題されたが、この論点が同年度よりも前に出題されたのは、平成28年度午前の部第5間であり、その出題間隔は3(司法書士試験3回分)であるため、これを上記の表に記入すると、次のようになる。

H28 3 無権代理

この要領で、令和2年度において出題された論点を、全て上記の表に記入していく(令和2年度において初めて出題された論点は、出題間隔が存在しないため、上記の表の2段目(「未出」の部分)に記入する。)。

そして、令和 2 年度分の記入が終われば、上記の表の平成 31 年度(2019 年度)用を作成し、そこに 出題された論点を記入する。これらの作業を、平成 30 年度分、平成 29 年度分と、順次さかのぼって 行う。

この分析作業を行うことにより、各科目における各論点について、司法書士試験を何回経れば、同一の論点が出題される傾向にあるのかが明らかとなる。すなわち、試験委員には、同一の論点を連続して出題することを避けたいと考える反面、重要な論点は繰り返し出題しなければならないというジレンマがあり、そのジレンマを「出題間隔」と捉え、それを明らかにすることが、この作業を行う目的である。

なお、当然のことながら、後記の直前対策講座の講義は、この作業を筆記試験の問題の持ち帰りが 認められることとなった平成 11 年度までさかのぼって行い、各科目の出題間隔を丁寧に把握した上 で行われるため、受講生の方自らがこの作業を行う必要はない。

# 【過去問の知識のみで正解できる問題数】

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
h-	憲 法(3)	0	1	0	1	0	0	0	0	1
午前	民 法 (20)	12	14	7	14	10	16	15	13	12
別の	刑 法(3)	1	0	1	3	1	3	2	1	1
部	会社法・商法 (9)	0	1	1	3	0	2	1	0	1
ПР	合 計	13	16	9	21	11	21	18	14	15
	民事訴訟法(5)	3	0	3	5	2	3	2	2	2
	民事保全法(1)	1	1	1	1	0	1	1	1	1
午	民事執行法(1)	0	0	0	1	1	1	1	0	1
後	司法書士法(1)	0	1	1	1	0	1	1	0	1
の	供 託 法(3)	1	2	2	3	2	2	3	3	3
部	不動産登記法(16)	10	11	7	8	7	11	8	9	11
	商業登記法(8)	1	1	4	3	3	1	4	2	2
	合 計	16	16	18	22	15	20	20	17	21

#### (参考) 出題間隔【3】(司法書士試験5回分) のまとめ

#### (1) 令和2年度に出題された論点のうち、平成28年度に出題されたもの

民 法	①不在者の財産の管理、②無権代理、③不動産の物権変動、④占有、⑤先取特権、⑥抵当権	
	全般,⑦譲渡担保,⑧保証	
不登法	①登録免許税,②相続登記,③特定移転登記	
会社法	①株式会社の設立, ②持分会社, ③会社分割	
商登法	①役員変更の登記、②募集株式の登記、③資本金の額の変更の登記、④清算株式会社の登	
	記、⑤持分会社の登記	
民訴法	①送達,②弁論主義,③争点整理手続	
供託法	①弁済供託, ②オンラインによる供託等	
憲法	①表現の自由,②裁判所	

#### (2) 平成 31 年度(2019 年度)に出題された論点のうち、平成 27 年度に出題されたもの

民 法	①未成年者,②取得時効,③占有,④共有,⑤譲渡担保,⑥保証,⑦請負,⑧嫡出子	
不登法	①相続登記,②地役権,③賃借権	
会社法	①株式会社の設立、②株主総会、③持分会社	
商登法	①株式会社の設立の登記,②計算関係の登記,③募集株式の登記,④持分会社の登記	
民訴法等	①管轄, ②訴えの取下げ等, ③債務名義	
供託・書士法	供託物の払渡手続	
憲法	内閣	

#### (3) 平成30年度に出題された論点のうち、平成26年度に出題されたもの

民 法	①有権代理, ②時効の中断事由, ③物権的請求権, ④囲繞地通行権, ⑤譲渡担保, ⑥詐害行		
	為取消権,⑦請負		
不登法	①登記識別情報(2問), ②所有権の保存の登記, ③相続登記, ④根抵当権の登記, ③信託の		
	登記		
会社法	①株式会社の設立、②譲渡制限株式に関する手続、③持分会社、④社債		
商登法	①株式会社の設立の登記、②募集株式の登記		
供託・書士法	①司法書士の業務, ②弁済供託		

#### (4) 平成29年度に出題された論点のうち、平成25年度に出題されたもの

民 法	①成年後見制度,②地上権,③法定地上権,④根抵当権,⑤遺留分		
不登法	①相続登記, ②地役権の登記, ③登録免許税		
会社法	①株式会社の設立、②自己株式		
商登法	①株式会社の設立の登記、②持分会社の登記		
民訴法	確定判決の効力		
書士法	司法書士の業務		
刑法	正当防衛		

#### (5) 平成28年度に出題された論点のうち、平成24年度に出題されたもの

民 法	①消滅時効, ②不動産の物権変動, ③地上権, ④先取特権, ⑤共同抵当, ⑥譲渡担保		
不登法	①敷地権付き区分建物,②電子申請,③審査請求,④登録免許税		
会社法	株式会社の設立		
商登法	①株式会社の設立の登記,②株式会社の役員の変更の登記,③清算株式会社の登記,④持分		
	会社の登記、⑤一般社団・財団法人の登記		
民訴法等	①弁論準備手続,②係争物に関する仮処分,③金銭債権に対する強制執行		
供託法	弁済供託		

## (2) 出題予想の双面性

上記の出題間隔に基づく出題予想を行うと、ある明確な出題傾向を把握することができる。

それは、前年度(論点によっては、前々年度)に出題された論点等は、出題される可能性が低いという出題傾向である。例えば、令和2年度に出題された論点は、基本的に令和3年度に出題される可能性は低い。

このように、出題予想には、出題可能性が「高い」という予想に加え、出題可能性が「低い」という予想もあるため、この出題予想の双面性を利用し、両方を有効に活用すべきである。

#### (3) 出題可能性が高い論点

- ① 午前の部
  - a 憲法
  - b 民法
  - c 刑法
  - d 商法・会社法

#### ② 午後の部

- a 民事訴訟法, 民事執行法及び民事保全法
- b 司法書士法
- c 供託法
- d 不動産登記法(択一式・記述式)
- e 商業登記法(択一式・記述式)

### 3 直前対策講座

#### (1) 択一予想論点マスター講座

[全10回]講義形式(3時間/各回) 2021年4月開講

本講座は、出題可能性の高い重要論点の習得を目的とする講座です。基礎講座のように、一般的・網羅的な解説を行うのではなく、近年の過去問を徹底的に分析することにより導かれる出題可能性の高い論点に絞って、解説を行います。そして、論点解説の後には、その論点を題材とする多肢択一式問題を演習していただきます。これにより、論点の習得がより確実なものとなり、また、本試験の実戦的なトレーニングをすることができます。最後に、問題演習の後には、論点解説のほか、本試験の現場で使える解法テクニックの解説も行います。これにより、本試験の現場で求められる解答スピードも身に付けることができます。

#### (2) 予想論点ファイナルチェック

[全3回]講義形式(3時間/各回) 2021年6月開講

本講座は、もうまもなく本試験が実施される超直前期に、出題可能性が高い論点を9時間でマスターする講座です。本講座で取り上げる論点は、出題傾向の徹底的な分析に基づいて導かれる既出・未出の出題可能性が高いものばかりです。また、本講座では、択一式問題で出題され得る論点のみならず、記述式問題で出題され得る論点や即効性のある解法も提示します。

以上

## [MEMO]

# [MEMO]

# 【担当講師】

姫野 寛之

担当講座

本科生等 基礎総合コース 上級総合本科生

単 科 基礎マスター 択一式対策講座【理論編】【実践編】

記述式対策講座 択一予想論点マスター講座 予想論点ファイナルチェック

その他 答練の解説講義

YouTube 資格予備校講師·姫野寛之

https://bit.ly/2EbLMKb



ブログ 姫野司法書士試験研究所

http://hiroyukihimeno.blog42.fc2.com/



ツイッター

@hiroyukihimeno

https://twitter.com/hiroyukihimeno

